



平成26年12月10日

各 位

会 社 名 株式会社メッツ
代 表 者 名 代表取締役社長 秋山 賢一
(コード番号：4744 東証マザーズ)
問 い 合 せ 先 取締役 総合企画部 部長 笠原 弘和
(電話番号：03-5733-5904)

行使価額修正条項付第2回新株予約権（第三者割当）の取得及び 消却の中止に関するお知らせ（MS ワラント）

当社は、平成26年11月28日開催の取締役会において平成26年6月16日に発行いたしました第2回新株予約権（以下、「本新株予約権」）という。）についての取得条項を発動し、その後消却することについて決議いたしました。が、本日開催の取締役会において、本新株予約権の取得及び消却についての中止を決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本新株予約権の内容

- (1) 銘柄 株式会社メッツ 第2回新株予約権
- (2) 個数 94,600 個*
- (3) 当初の取得日 平成26年12月12日
- (4) 本新株予約権の取得価額 3,784,000 円

*平成26年11月28日における、本新株予約権の取得及び消却に関する決議日以降、44,235 個の権利行使が行われ、本日現在の新株予約権は 50,365 個となります。

2. 本新株予約権の取得及び消却の中止の理由

平成26年10月3日以降、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てが下限行使価額である40円を下回り、割当先の権利行使が行われていなかったことから、平成26年11月28日において、本新株予約権の要項第16項に規定（注）する取得条項を発動し、かつ取得後の自己新株予約権についても消却を行うことといたしました。しかし、平成26年12月3日以降、当社株価が下限行使価額である40円を上回ることで権利行使が行われ、資金調達が可能となったことから、当社取締役会において協議の結果、本新株予約権の取得及び消却の中止を決議することといたしました。

なお、本件新株予約権は平成26年12月3日に41,770個、及び平成26年12月10日において2,465個、合計44,235個の権利行使が行われました。本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において、当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%に相当する株数の権利行使に至りま

すと、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定め及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、割当先における本新株予約権の権利行使は行われな
こととなります。

(注) 本新株予約権発行要項 第 16 項 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 2 週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個あたり 40 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

以 上